

第 14 号

平成24年度徳島県流域下水道事業特別会計予算

平成24年度徳島県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ561,543千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成 24 年 2 月 23 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 流域下水道事業収入		千円 561,543
	1 分担金及び負担金	155,621
	2 国庫支出金	5,000
	3 繰入金	246,922
	4 県債	154,000

歳 入 合 計	561,543
------------------	---------

歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道事業費		千円 561,543
	1 旧吉野川流域下水道事業費	561,543
歳 出 合 計		561,543

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
旧吉野川流域下水道事業	千円 154,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。